

尚綱学院大学研究データ取扱に関するガイドライン

学 長

尚綱学院大学研究倫理綱領「研究者の倫理規範：6. 知的不正行為の防止」に基づき「研究・調査・実験データ」（以下「研究データ等」という）の一定期間記録保存と開示の取扱いについて定める。

○理念

1. 公的研究費による研究で生み出された成果やそのもととなる研究データ等は、公的資産とみなされることから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、研究者の責務である。
2. 発表した論文等の成果へ研究不正の疑念が生じた場合には、自ら疑念を払拭するために、必要な研究に関わる資料等を適切に保存することは、研究者の責務である。

○定義

1. この綱領における実験データ等とは、研究者が研究活動に伴い発生・使用し、外部に発表した研究成果に関するもので、研究活動の正当性等を説明するために必要な以下のものを指す。
 - ① 文書、数値データ、画像等の「資料」
 - ② 実験試料、標本等の「試料」
 - ③ 実験装置等
2. 「研究者」とは、尚綱学院大学研究倫理綱領に定める研究者を指す。
3. 「調査委員会」とは、尚綱学院大学における公的研究費補助金の不正防止に関する規程第6条定める調査委員会を指す。

○研究データの保存

1. 研究者は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。
2. 副学長（教育研究担当）（以下「副学長」という）は、研究者に対し、研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、管理状況の定期的な点検、研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。

○保存期間

1. 研究データの保存期間は原則以下のとおりとする。ただし、研究者がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げない。
 - ① 定義の①は、当該論文等の成果発表後10年間とする。ただし、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、事前に副学長との相談の上、合理的な範囲で廃棄することができる。
 - ② 定義の②及び③は、当該論文等の成果発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや保存に多大なコストがかかるものについては、事前の申し出により除外することができる。
 - ③ 法令等で保存期間に関する定めがある場合には、それに従う。
 - ④ 共同研究により得られた研究データ又は外部から受領した研究データで、契約等により別途定めがある場合には、それに従う。

○保存方法

1. 研究データは、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるように、形質及び形状等を踏まえて適切に保存することとする。

○異動または退職時の取扱い

1. 研究者が異動又は退職により転出する場合には、事前に副学長との相談の上、管理責任者を定めて保管する。
2. 研究データを外部へ持ち出す場合は、事前に必要な手続きを経た上で持ち出すものとする。手続きの詳細については、別に定める。
3. 保存期間中により保管が困難となった場合は、事前に副学長との相談の上、適切な措置を講じるものとする。

○開示

1. 研究者は、理事長、学長及び調査委員会から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。
2. 研究者が異動した機関より実施する調査への協力を求められたときは、保管する研究データを開示するものとする。資金配分機関から調査を求められたときも同様とする。

○その他

1. この綱領の対応を行う研究データは、制定日以降発表する研究成果等に関するものとする。
2. 研究者は、制定日現在保有している研究データについては、この綱領に定めたことを尊重して取り扱うものとする。